

「日の丸・君が代」強制反対、 不起立処分を撤回させる **大阪ネットワークニュース**

第8号

2014年12月13日発行

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町
1-3-11シティーコープ上町402
同オフィースSORA 気付「日の丸・
が代」強制反対大阪ネット

**中間教育長を兼任させよう
請願署名にて協力を**

すでにご存じのよう
に「大阪ネット」は、
「子どもたちに渡すな！
あぶない教科書 大阪
の会」と連名で、11月
7日、中原大阪府教育委員
長（以下、中原）辞任
要求の大坂府教育委員
会への請願、記者会見
を行い、さらに20日に
は116賛同団体の請願行
動を行いました。また
団体賛同に引き続き、
個人賛同署名を開始し
ています。引き続き運
動へのご支援・ご協力
をお願いします。

「委員である前に、3歳児の母、当事者として、より少人数が理想だと思つてゐる。答弁を否定するつもりはないし、嘘は言えない」との発言を中原は遮り、「母親とか、理想的とか、個人の意見を披露する場ではない。」「目立ちたいだけでしょ。立川さんなんかが何を言つても何も変わりませんよ。」・・・果てには、「誰のおかげで、教育委員でいられるのか、他でもない知事でしよう。その知事をいきなり刺すんですか。」と喚いたようです。この発言が到底許されることは言を待ちません。

自らの「認定」「ども園」35人案に固執。教育委員会を独断専行で運営

事部局、知事に提案した35人案に固執し、独断専行的に教育委員会を運営したのです。教育委員会制度改悪後、教育長権限が強化されるとどうなるかを典型的な形で示しているのが今回のケースと言えるでしょう。

松井知事は立川委員に謝罪せよ！

自らの「認定」ども園」
35人案に固執。教育委員会

2013年3月卒業式での不起立で、「戒告処分」と「再任用合格取消」を受けた人事委員会の第1回公開口頭審理が、11月5日に開かれました。支援のために多くの方が傍聴に来ていただき、勇気づけられるとともにくづく有り難いと思いました。

さて、口頭審理の内容ですが、冒頭陳述では、「国家が滅ぶと国民が滅ぶ」や「国家の繁栄は、国民の幸せに直結する」という主張が、明治以降の支配層によつて作り上げられた虚構であり、実際には「国が滅んでも民衆は滅びず」「国家の繁栄が国民の不幸につながつた」とことや、近代国家は、「国旗の掲揚や国歌の斉唱」に象徴される「国家への忠誠」を

国民の要件としなかつたからこそ、社会の多様な変化に適応する柔軟性を持てたことを述べました。また憲法にもない「国家への忠誠」義務を強いる命令は、例え公務員であつても違法な命令であり、これを拒否することは正当な権利であることも主張しました。

また再任用合格取消については、意向確認の内容そのもの（今後、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱の上司の職務命令に従うかどうか）が、違法な思想調査であり、また高校生の就職では違反質問にあたり、高校教員であれば「そのような質問にはお答えできませんと回答しなさい」と生徒に指導してきたことであり、高校教員である私

が、回答することができなかつたのは明らかであること。さらに府教委が、再任用選考過程に意向確認と呼ばれる思想調査を用いて、それを判断基準としたことは、憲法はもちろん大阪府のプライバシー保護条例にも抵触していることを指摘しました。

の高い体格のよい教員が、校長の側を占めていたため、「野村の上半身は、他の担任によつて見えず、自席から顔を横にむけて、斜め後ろ（担任団は、校長から2m離れて5人ずつ2列で並んでおり、野村は2列目の4番目で、校長からは横へ約7m、校長の後方約1メートルに位置）にいた、着席しているため脚が直角となつている野村の脚を現認した」と主張したことでした。

集会等案内		● グループ ZAZA 連続講座・第4回黒田先生講演会 14時、エルおおさか708号室。 大阪の反戦・平和教育と人権教育。
● 不起立応援団&奥野さんを支える叫ぶ石の会総会・講演会	12月14日(日)	12月14日(日) 12月14日(日)
14時、エルおおさか708号室。	12月20日(土)	12月20日(土) 「はだしのグン」 映画会と米沢鐵志さんのお話を聞く会
14時、高槻市民会館305号室。主催・山田さんを支える市民の会。	1月14日(日)	1月14日(日) 14時、高槻市民会館305号室。主催・山田さんを支える市民の会。
● 松村さんを支える会・学習会「親家さんより報告」14時、エルおおさか73号室。	1月21日(日)	1月21日(日) 1月21日(日)
● 佐藤さん「君が代」不起立解雇撤回裁判	12月25日(木)	12月25日(木) 12月25日(木)
集会後報告会、弁護士会館12月26903号室。	1月26日(金)	1月26日(金) 1月26日(金)
● 山口さん人事委員会第2回口頭審理	1月29日(月)	1月29日(月) 1月29日(月)
10時、咲洲庁舎29	1月29日(月)	1月29日(月) 1月29日(月)
● 野村さん人事委員会第2回口頭審理階。	1月23日(金)	1月23日(金) 1月23日(金)
15時、咲洲庁舎29	1月23日(金)	1月23日(金) 1月23日(金)
● 吉田さん人事委員会第2回口頭審理階。	1月18日(日)	1月18日(日) 1月18日(日)
10時、咲洲庁舎29	1月18日(日)	1月18日(日) 1月18日(日)
● 「今、『日の丸・君が代』強制拒否の意味を考える2・11集会」(戦争へ導く教育か?人権・平和・共生の教育か)、建国記念の日反対!	2月11日(水)	2月11日(水) 2月11日(水)
13時、16時15分、西区民センター。講師・知花昌一さん。主催;「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク。	2月11日(水)	2月11日(水) 2月11日(水)

内容は私の冒頭陳述と、当時の直接の「上司」である小林元准校長の証人尋問でした。冒頭陳述の中では私は、戦争につながる一切のものに手を貸すことはできない、憲法に反する職務命令には従えないなどの主張を行いました。

続く小林准校長の尋問では、府教委側代理人の筒井弁護士が、例によつて「職務命令を出したか」「申立人にちやんと命じたか」の確認のみで、証人申請の段階で尋問事項の一つに挙げていた「国歌

した。その中で小林証人は、教育長からの職務命令が出されたからと繰り返し、生徒たちに「夢を持つて進んで欲しい」という自らの思いと国歌斉唱との関係について訊かれる。「答えられません」「分かりません」と逃げ、また、どんな職務命令にも従うのかと訊かれると、「どんな命令・・・」と一瞬口ごもり、最後に「君」の意味を問われて、答えに窮し、「國民です」と陳回答をする始末でした。

住吉高校卒業式での不起立への戒告処分に対する人事委員会の第1回口頭審理が10月22日に行われ、私の冒頭陳述と原田校長（当時）の証言が行われました。

「大阪府の学校現場は極めて異常な状態におかれています」。

「君が代」で起立斉唱しない教師は辞めさせると、橋下知事（当時）と大阪維新の会が「目の丸・君が代強制条例」を作り、それに従つて大阪府教育長・校長が職務命令で強制する。「君が代」に対し特定の形で敬意表明を強

ば免職にする。これこそ明白な教育と学校に対する政治の不当な支配であり、憲法、教育基本法に真っ向から反するではないかと冒頭陳述では問題にしました。さらに、私の父は在学中に予科練に志願し（させられ）、もう少しで特攻隊で戦死させられるところでした。学校が子どもに對し國家や天皇に忠誠を持たせたり愛国心を植え付けてはならない。これは戦後憲法の根本的な柱です。だから「君が代」には起立斉唱しませんと話しました。

冒頭に「私と府教委で陳述書を作りました」と言つたので驚きました。それでは客観的な証人にならないでしょう（笑）。「卒業式は教育活動ですか、それと単なる儀式ですか」と聞かれて彼女は「教育活動です」と答えました。ところが、「吉田さんは普段の授業で思想良心の自由がありそれぞれ判断すればいい、私は反対だと話している。その人が卒業式で信念に反して起立斉唱すれば、教員としての信頼が損なわれ、教育活動に反するので

して働き、孤立した子どもへの支援とケアに携わってきたはずですが、「あなたは君が代に贊成できない少数の子どものために『強制ではない』との告知が必要と考えないか」と問われて、必要と思いませんと答えたのには全く失望させられました。子どもや教育のことを考えられなくなっているこれが現在の府立高校の校長の姿なのです。次回は1月29日10時から、本人証言です。ご支援をよろしくお願ひします。

忠実に命令に従うのがあなたの使命なの？
君が代の教育的意義を語れない准校長

「君が代に起立斉唱しない教師は辞めさせる」（橋下）
教育に対する不当な支配こそが不起立処分の本質です

弘

三月

「再任用更新拒とんでも」
10月14日、大阪府人事委員会は、元府立学校教員菅平和さんに対し、府教委が菅さんに對し行つた戒告処分を「承認」、また再任用更新拒否の通知撤回を求める申し立てを「却下」という、不当かつ不當極まる裁決を下しました。

この裁決の内容たるや、全く府教委側の主張に沿つた、このままこのような裁決がまかり通れば、今後「君が代」齊唱時の不起立に關する懲戒処分や解雇に關していくに人事委員会に訴えても、相手にされていないといつた違憲・違法極まるもののです。私たちは人事委員会がこの裁決を撤回し、再度裁決をやり直すことを要求します。

実質解雇である再任用更新取消が不利益処分

ではない？！

「許さない」？！

拒否に關し、門前払いの結論を出すなら、人事委員会はそもそも何のために数多くの証人に足を運ばせたのか。無駄足を踏ませて公正審理のポーズをとつただけのことではないでしょうか。

裁決は以下のような問題点を含んでいます。

①府教育長を教職員一人一人の直接の「上司」と断ずる。従つて「教育長通達」は有効である。
②「非番」（＝勤務を要しない日にあたつている者、皆さんは卒業式当日「非番」でした）の人間でも教職員席に座つていれば職務命令は適用され有効である。
③職務命令が直接本人宛に發せられていなくとも、出ていた

「君が代」起立斉唱は憲法前文に違反せぬとの府教委を上回る判断で、人事委員会は第三者性をかなぐり捨てた

(1頁より続く)
と「進言」を受け、氣脈を通じて35人案で垂り切る腹を固めたからに他なりません。松井は中原のパワハラが明らかにされ、中原が辞職を口にした直後も中原を徹底擁護し、立川委員の攻撃に回りました。曰く、「組織の決定に単独でも従いません、好きなように言わせてくれ」ということであれば、組織を出るべきです。」(罷免も検討するということによろしいでしょうかとの記者の質問に)「僕からは罷免しませんよ立川さんがご自身の考え方と、現在の教育委員の一員としては自分の考えが通らないというなら、ご自身で判断さ

員会に要求しています。今後とも人事委員会での菅さんの審理の動向に注目し、また始まつた「君が代」不起立解雇撤回裁判を支援していきたいと思います。